労働・助成金情報 特急便

第 153 号（2026 年 2 月）

深川経営労務事務所
社会保険労務士　深川　順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL：092-409-9257
FAX：092-409-9258

令和 8 年 1 月 13 日から健康保険の電子申請ができるようになりました。傷病手当金や出産手当金などの申請が、被保険者自身でマイナポータルから手続きができます。被保険者自身で健康保険の電子申請ができるようになったことで、今まで会社が行ってきた労務手続きに変化があります。

さらに 4 月からは、健康保険の被扶養者の年間収入の判定方法が変更されます。

そして、65 歳以上の社会保険被保険者の在職老齢年金の停止基準額が５１ 万円から６５万円に引き上げられます。65 歳以上の従業員がいる会社では働き方を見直すきっかけになりそうです。

今回は、健保協会の電子申請の方法と被扶養者の年間収入の判定方法について詳しくお伝えします。

健保協会の電子申請ができるのは、協会けんぽに加入している被保険者と社会保険労務士です。会社は電子申請ができません。会社は従来通りの用紙での手続きのみ行うことができます。

ここでは、被保険者自身がどのように電子申請をするのかを紹介します。

【健保協会の手続きを電子申請するための手順と注意点】

● **電子申請に必要なもの**

① マイナンバーカード

② スマホ、パソコン、タブレットなどの端末

マイナンバーカードは、マイナ保険証の登録をしていなくても電子申請ができます。

● **電子申請するための事前準備**

① 「マイナポータルアプリ」をスマホやパソコンにインストールします。

② 手続きによって必要な添付書類を、スマホで撮影をします。または、パソコンに写真データを保存します。

（添付する画像データの注意点）

添付できる画像データは以下の条件になります。

形式	JPEG・PNG・PDF
容量	100KB から 20MB まで（PDF は 0KB から 15MB まで）
画像サイズ	縦 512～8,192 ピクセル×横 512～8,192 ピクセル（PDF は除く）

申請に使用した添付書類のデータ（または原本）は大切に保管してください。

申請内容の不備等により、再度添付書類のアップロードが必要となる場合があります。

（添付書類の注意点）

添付書類は、手続き内容によって違います。電子申請用の用紙があるものは、電子申請用の用紙を利用

します。
例として、よく手続きをする傷病手当金の場合は、会社の給与証明と医師の証明が必要です。もし、従業員から会社に「電子申請をするから給与の証明をしてほしい」と言われた時には、協会けんぽのホームページから『電子申請』専用の用紙をダウンロードして、必要事項を記入して従業員に渡します。
用紙で申請する場合と電子申請する場合で、申請書が異なるため注意が必要です。
これらの事前準備ができてから、マイナポータルアプリから電子申請をします。

- **電子申請後の審査結果**

電子申請をした後の審査結果は、すべて書面で郵送されます。
審査が終わるまでの審査状況は、マイナポータルで確認することができます。

【被扶養者の年間収入の判定方法の変更】

令和８年４月から、健康保険の被扶養者の年間収入の判定方法が、『労働条件通知書』や『雇用契約書』で確認することになります。従業員から働いている家族を扶養に入れたいと言われた際には、労働契約内容がわかる書類（労働条件通知書・雇用契約書など）を提出してもらい、年間収入を確認してください。
4 月から変更になる被扶養者の年間収入判定方法について、年金受給者や障害年金受給者などの年間収入を確認する書類は変更ありません。これまでと同じ、年金の受取金額がわかる通知書で確認します。
被扶養者の年間収入は、下記の表のとおりです。

年齢	年間収入
０歳以上１９歳未満	１３０万円未満
１９歳以上２３歳未満（配偶者は除く）	１５０万円未満
２３歳以上６０歳未満	１３０万円未満
６０歳以上７５歳未満	１８０万円未満

年齢によって年間収入が異なります。
特に、１９歳以上２３歳未満の子どもについては年間収入金額を間違えないようにしましょう。

【令和 8 年 4 月から年金減額の基準額が 65 万円に変更になります】

65 歳以降も働き続けることを希望する高齢者が増えており、また人材確保・技能継承等の観点から、高齢者の活躍を後押しするため、できるだけ労働を抑制しない、働きたい人がより働きやすくなるよう、在職中の年金の減額になる基準額が令和８年４月から 65 万円に変更になります。
（計算方法）基本月額※＋（その月の標準報酬月額＋その月以前 1 年間の標準賞与額の合計÷12 月）
この計算で、６５万円以下であれば年金は全額支給されます。超える場合は、『超えた金額÷２』の金額が減額されます。※基本月額は、老齢厚生年金の基礎年金部分を除いた報酬比例部分の月額です。

出典サイト：全国健康保険協会サイト「電子申請サービスについて」
日本年金機構サイト『労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて』
厚生労働省サイト『在職老齢年金制度の見直しについて』